

報道関係者 各位

平成 23 年 5 月 31 日
(照会先)
職業安定局雇用開発課
課長 水野 知親
課長補佐 大谷 真司 (内線 5694)
(電話代表) 03(5253)1111
(直通電話) 03(3502)1718

**雇用調整助成金等に関する「休業等実施計画届」受理状況
(平成 23 年 4 月分)**

景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を支援することで、その雇用する労働者の失業の予防その他雇用の安定を図る「雇用調整助成金」および「中小企業緊急雇用安定助成金」に関し、助成金を申請する前に事業主が提出する「休業等実施計画届」の受理状況を取りまとめましたので、公表します。

【平成 23 年 4 月の集計結果 (速報値)】

○「休業等実施計画届」の受理事業所数および対象者数

計画届受理事業所数・合計 : 62,121 事業所 (前月比 6,934 カ所の増加)
対象者数 : 1,831,315 人 (同 657,829 人の増加)

(企業規模別内訳) 大企業 : 1,716 事業所 (同 717 カ所の増加)
対象者数 : 490,574 人 (同 290,758 人の増加)

中小企業 : 60,405 事業所 (同 6,217 カ所の増加)
対象者数 : 1,340,741 人 (同 367,071 人の増加)

(別紙 1) 休業等実施計画届受理状況 (平成 23 年 4 月) 【速報値】

(別紙 2) 休業等実施計画届受理状況 (平成 20 年度～平成 23 年度) 【速報値】

(別紙 3) 支給決定状況 (平成 20 年度～平成 23 年度) 【速報値】

(参考 1) 雇用調整助成金の概要

(参考 2) 中小企業緊急雇用安定助成金の概要

平成23年4月
雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況【速報値】

別紙1

	大企業		中小企業		合 計	
	計画届受理 事業所数	対象者数	計画届受理 事業所数	対象者数	計画届受理 事業所数	対象者数
1 北 海 道	30	7,706	757	11,447	787	19,153
2 青 森	11	4,793	377	11,337	388	16,130
3 岩 手	26	8,111	1,062	34,515	1,088	42,626
4 宮 城	50	13,836	1,357	38,350	1,407	52,186
5 秋 田	8	1,962	396	13,197	404	15,159
6 山 形	14	3,294	914	25,152	928	28,446
7 福 島	21	3,952	1,772	51,233	1,793	55,185
8 茨 城	48	9,620	912	24,556	960	34,176
9 栃 木	47	7,206	755	27,954	802	35,160
10 群 馬	49	27,444	1,059	28,877	1,108	56,321
11 埼 玉	68	15,030	1,700	45,359	1,768	60,389
12 千 葉	54	7,825	1,066	22,286	1,120	30,111
13 東 京	377	70,103	6,096	95,575	6,473	165,678
14 神 奈 川	122	25,500	2,347	53,785	2,469	79,285
15 新 潟	17	2,833	2,345	36,007	2,362	38,840
16 富 山	16	4,561	694	13,114	710	17,675
17 石 川	14	1,140	1,150	19,903	1,164	21,043
18 福 井	5	1,155	842	13,178	847	14,333
19 山 梨	20	3,856	337	7,817	357	11,673
20 長 野	32	6,674	1,222	26,863	1,254	33,537
21 岐 阜	24	14,087	2,114	45,482	2,138	59,569
22 静 岡	66	30,755	3,323	92,586	3,389	123,341
23 愛 知	172	114,726	6,864	192,244	7,036	306,970
24 三 重	27	7,337	1,208	31,698	1,235	39,035
25 滋 賀	17	7,475	488	9,899	505	17,374
26 京 都	25	4,705	1,250	19,259	1,275	23,964
27 大 阪	120	18,787	5,480	83,965	5,600	102,752
28 兵 庫	27	5,796	1,941	36,521	1,968	42,317
29 奈 良	7	3,251	216	3,592	223	6,843
30 和 歌 山	2	307	327	6,050	329	6,357
31 鳥 取	2	214	253	5,137	255	5,351
32 鳥 根	1	183	404	6,678	405	6,861
33 岡 山	19	6,648	1,206	31,303	1,225	37,951
34 広 島	48	20,886	2,192	49,508	2,240	70,394
35 山 口	12	1,623	556	12,119	568	13,742
36 徳 島	0	0	224	3,983	224	3,983
37 香 川	5	497	325	5,202	330	5,699
38 愛 媛	3	566	333	4,827	336	5,393
39 高 知	4	766	199	2,691	203	3,457
40 福 岡	60	16,171	2,179	45,274	2,239	61,445
41 佐 賀	11	4,203	172	5,031	183	9,234
42 長 崎	5	363	309	5,431	314	5,794
43 熊 本	15	2,068	444	11,472	459	13,540
44 大 分	7	1,929	641	18,484	648	20,413
45 宮 崎	5	527	161	3,432	166	3,959
46 鹿 児 島	3	103	367	7,847	370	7,950
47 沖 縄	0	0	69	521	69	521
全 国	1,716	490,574	60,405	1,340,741	62,121	1,831,315

- ※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。
 2 一事業所が休業と教育訓練を実施した場合は、それぞれ1件としてカウントするため、計画届受理事業所数及び対象者数には重複がある。
 3 複数月（連続判定基礎期間）に渡る計画を同時に受理した事業所については、各月（判定基礎期間）ごとにそれぞれ1件としてカウントするため、計画届受理事業所数及び対象者数には重複がある。
 4 本集計には出向に係る件数は含んでいない。

雇用調整助成金等に係る休業等実施計画届受理状況 平成20年度～平成23年度

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	計画届受理事業所数	対象者数	計画届受理事業所数	対象者数	計画届受理事業所数	対象者数	計画届受理事業所数	対象者数
4月	63	1,343	61,360	2,530,659	80,890	1,497,346	62,121	1,831,315
5月	79	2,601	67,216	2,334,312	76,936	1,327,747	—	—
6月	92	1,774	75,273	2,376,995	76,050	1,282,450	—	—
7月	96	2,429	82,982	2,439,417	72,499	1,214,566	—	—
8月	123	3,060	79,904	2,115,021	69,022	1,124,706	—	—
9月	107	2,970	80,908	1,994,071	67,259	1,101,037	—	—
10月	140	3,632	84,481	1,974,517	64,420	1,056,667	—	—
11月	198	8,598	81,231	1,853,495	60,635	1,004,667	—	—
12月	1,707	138,549	81,756	1,866,717	57,766	996,873	—	—
1月	12,209	879,614	83,079	1,727,778	56,024	906,074	—	—
2月	29,137	1,865,792	79,648	1,608,713	50,369	810,212	—	—
3月	46,558	2,379,069	82,962	1,597,700	55,187	1,173,486	—	—
計	90,509	5,289,431	940,800	24,419,395	787,057	13,495,831	62,121	1,831,315

※1 速報値であり、今後変更の可能性がある。

2 一事業所が休業と教育訓練を実施した場合、それぞれ1件としてカウントするため、計画届受理事業所数及び対象者数には重複がある。

3 複数月（連続判定基礎期間）に渡る計画を同時に受理した事業所については、各月（判定基礎期間）ごとにそれぞれ1件としてカウントするため、計画届受理事業所数及び対象者数には重複がある。

4 本集計には出向に係る件数は含んでいない。

5 平成20年12月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の休業等実施計画届の受理件数を含む。

雇用調整助成金等支給決定状況 平成20年度～平成23年度【速報値】

	平成20年度			平成21年度					平成22年度					平成23年度				
	支給決定 事業所数	対象者数	支給額（千円）	支給決定事業所数	対象者数		支給額（千円）	支給決定事業所数	対象者数		支給額（千円）	支給決定事業所数	対象者数		支給額（千円）			
					上乗せ分 ※7	上乗せ分 ※7			上乗せ分 ※7	上乗せ分 ※7								
4月	43	1,214	34,691	7,609	92	534,759	3,341	13,804,158	68,601	14,738	1,065,559	155,915	33,823,948	41,130	11,781	478,110	109,087	13,964,321
5月	52	1,287	30,466	18,515	707	1,126,623	15,528	32,224,648	64,038	14,126	963,258	151,748	31,524,301	—	—	—	—	—
6月	61	1,532	37,208	33,645	3,315	1,857,277	57,532	54,081,890	78,048	18,727	1,134,067	202,372	37,724,772	—	—	—	—	—
7月	56	1,864	44,586	64,077	8,095	2,527,754	124,010	76,588,301	73,100	18,068	1,015,986	188,671	34,235,167	—	—	—	—	—
8月	86	2,099	43,819	77,840	12,304	2,501,112	169,916	76,059,744	73,760	19,318	967,750	197,924	33,794,972	—	—	—	—	—
9月	75	1,608	41,214	87,025	13,791	2,479,812	178,323	77,650,955	66,658	17,823	841,021	173,173	29,226,067	—	—	—	—	—
10月	103	2,409	53,935	96,400	16,189	2,270,549	192,564	73,557,536	62,109	16,524	773,702	162,164	25,828,120	—	—	—	—	—
11月	76	1,590	36,834	85,604	15,083	1,849,218	170,103	57,455,223	59,776	15,950	727,766	150,838	22,966,121	—	—	—	—	—
12月	83	2,716	49,683	90,853	15,478	1,838,246	174,836	59,659,160	56,630	15,180	676,081	142,798	21,549,172	—	—	—	—	—
1月	127	4,150	81,122	78,092	13,631	1,468,026	151,608	47,617,259	52,635	14,169	634,493	131,699	19,168,707	—	—	—	—	—
2月	461	21,583	499,907	72,288	12,670	1,370,934	139,428	40,813,469	49,838	13,275	618,579	128,145	17,579,478	—	—	—	—	—
3月	3,665	212,129	5,825,942	82,068	14,730	1,474,139	164,514	43,959,530	51,022	13,869	617,090	131,099	17,179,636	—	—	—	—	—
計	4,888	254,181	6,779,407	794,016	126,085	21,298,449	1,541,703	653,471,873	756,215	191,767	10,035,352	1,916,546	324,600,460	41,130	11,781	478,110	109,087	13,964,321

- ※1 当該月に支給決定した件数、対象労働者数、金額である。
- 2 速報値であり、今後変更の可能性がある。
- 3 一事業所において休業と教育訓練を実施した場合には、それぞれ1件としてカウントするため、支給決定事業所数及び対象者数には重複がある。
- 4 一事業所から複数月分の支給申請書がまとめて提出された等により、1月の間に複数回の支給決定を行った場合には、それぞれ1件としてカウントするため、支給決定事業所数及び対象者数には重複がある。
- 5 出向に係る件数は含まない。
- 6 平成21年1月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の支給分を含む。
- 7 解雇等を行わず、助成率の上乗せを申請した事業主に対して支給した件数でうち数である。
- 8 四捨五入の関係で各月の支給額と合計値は必ずしも一致しない。

雇用調整助成金について

【目的】

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額相当額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業の事業主
- ② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主
 - I 売上高又は生産量の最近 3 か月間の月平均値がその直前 3 か月間又は前年同期に比べ 5% 以上減少していること。
 - II 円高の影響により売上高又は生産量の回復が遅れている事業所の事業主であり、生産量等の最近 3 か月間の月平均値が 3 年前同期に比べ 15% 以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成 22 年 12 月 14 日から平成 23 年 12 月 13 日までの間にあるものに限る）。
- ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等又は出向（3 か月以上 1 年以内の出向をいいます。）を行う事業主
 - a 対象期間内（事業主が指定した日から 1 年間）に実施されるもの
 - b 労使間の協定によるもの
 - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
 - d 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）を対象とするもの
 - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第 26 条に違反していないこと
 - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
 - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

【支給内容】

○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業手当又は賃金相当額 × 3 分の 2（※1、※2、※3） ・ 教育訓練は上記に加えて訓練費として、事業所内訓練は 1 人 1 日当たり 2,000 円を加算、事業所外訓練は 1 人 1 日当たり 4,000 円を加算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出向元事業主が負担した賃金相当額 × 3 分の 2（※1、※2、※3）

（※1） 1 人 1 日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成 22 年 8 月 1 日現在 7,505 円）が限度となります。

（※2） 以下のいずれの要件も満たした場合に助成率を 2 / 3 から 3 / 4 へ上乘せします。

（休業等の場合）

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った 6 か月間）の月平均事業所労働者数と比して 4 / 5 以上であること。
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前 6 か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。以下同じ。）をしていないこと。

（出向の場合）

- ① 1 支給対象期間の末日における事業所労働者数が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った 6 か月間）の月平均事業所労働者数と比して 4 / 5 以上であること。
- ② 出向実施計画届の提出日から 1 支給対象期の末日までの間に事業所の労働者の解雇等をしていないこと。

（※3） 障害者に関する助成率は 2 / 3 から 3 / 4 へ上乘せします。

○ 支給限度日数 3 年間で 300 日

（平成 23 年 4 月現在）

中小企業緊急雇用安定助成金について

【目的】

現下の厳しい経済情勢の中でも従業員の雇用維持に努力する中小企業事業主を支援するため、従来の雇用調整助成金を見直し、平成20年12月1日から創設しました。休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

【支給対象事業主】

受給できる事業主は、次の①～③に該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業所の中小企業事業主
- ② 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主
 - I 売上高又は生産量の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%減少していること（ただし直近の決算等の経常損益が赤字であれば5%未満の減少でも可）
 - II 円高の影響により売上高又は生産量の回復が遅れている事業所の事業主であり、生産量等の最近3か月間の月平均値が3年前同期に比べ15%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること（ただし、対象期間の初日が平成22年12月2日から平成23年12月1日までの間にあるものに限る）。
- ③ それぞれ次のいずれにも該当する休業等又は出向（3か月以上1年以内の出向をいいます。）を行う事業主
 - a 対象期間内（事業主が指定した日から1年間）に実施されるもの
 - b 労使間の協定によるもの
 - c 事前に管轄都道府県労働局又はハローワークに届け出たもの
 - d 雇用保険の被保険者（雇用保険の被保険者としての期間は問いません）を対象とするもの
 - e 休業について、休業手当の支払いが労働基準法第26条に違反していないこと
 - f 教育訓練について、通常行われる教育訓練ではないこと
 - g 出向について、出向労働者の同意を得たものであること

【支給内容】

○ 支給額

休業等（休業及び教育訓練）	出向
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休業手当又は賃金相当額×5分の4(※1、※2、※3) ・ 教育訓練は上記に加えて訓練費として、事業所内訓練は1人1日当たり3,000円を加算、事業所外訓練は1人1日当たり6,000円を加算。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出向元事業主が負担した賃金相当額×5分の4(※1、※2、※3)

(※1) 1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額（平成22年8月1日現在 7,505円）が限度となります。

(※2) 以下のいずれの要件も満たした場合に助成率を4/5から9/10へ上乘せします。

（休業等の場合）

- ① 判定基礎期間（賃金締切期間）の末日における事業所労働者数（受け入れている派遣労働者を含む。以下同じ。）が、比較期間（初回の計画届提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 判定基礎期間（賃金締切期間）とその直前6か月の間に事業所の労働者の解雇等（有期契約労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。以下同じ。）をしていないこと。

（出向の場合）

- ① 1支給対象期間の末日における事業所労働者数が、比較期間（出向実施計画届の提出日の属する月の前月から遡った6か月間）の月平均事業所労働者数と比して4/5以上であること。
- ② 出向実施計画届の提出日から1支給対象期の末日までの間に事業所の労働者の解雇等をしていないこと。

(※3) 障害者に関する助成率は4/5から9/10へ上乘せします。

○ 支給限度日数 3年間で300日

（平成23年4月現在）